

海外における食品廃棄物等の発生状況及び再生利用等実施状況調査の概要

目的
今後の食品関連事業者の再生利用等の促進の参考とするため、諸外国における食品廃棄物削減に関する計画や施策等について調査・分析を行う。

調査の概要 (食品廃棄物削減計画及び施策)

		米国	EU	英国	フランス	ドイツ	オランダ	韓国	中国
人口 (2015年推計値) 出所: UN World Population Prospects: The 2015 Revision		3億2,177万人	4億3,918万人	6,472万人	6,440万人	8,069万人	1,692万人	5,029万人	13億7,605万人
食品廃棄物削減計画	目標値	食品廃棄物量の半減 (50%減)	小売・消費者段階で1人当たり食品廃棄物量の半減 (50%減)	食品廃棄物量の4%削減 ・家庭における食品・飲料廃棄物の5%削減 ・グロサリーにおけるサプライチェーン上の原材料・商品・パッケージ廃棄物の3%削減 「コートールド公約」フェーズ3の目標値	サプライチェーン上の食品廃棄物を半減 (50%減)	-	食品廃棄物 (可食部分、および潜在的な可食部分) の20%削減 (2009年比)	食品廃棄物量の20%減 (17,000トン/日 14,000トン/日)	-
	公表年	2015年	2015年	2013年	2013年	-	2009年	2010年	-
	基準年及び目標年	基準年: 不明 目標年: 2030年	基準年: 不明 目標年: 2030年	基準年: 2012年 目標年: 2015年	基準年: 2013年 目標年: 2025年	-	基準年: 2009年 目標年: 2015年	目標年: 2012年 基準年ベースではなく、2012年予測値からの削減目標。	-
	食品廃棄物の定義	米国において包括的・統一定義は存在しない。 USDAとEPAの共同の取り組みであるU.S. Food Waste Challengeでは、「食料の損失・廃棄 (food loss and waste)」という一般的な用語を用いて、全フードチェーンにおける食品の可食部分の廃棄物を表現している。	EUにおいて包括的・統一定義は存在しない。 統一した定義の作成を、EU政府が基金を提供したプロジェクト「FUSIONS」で実施しているところである。 (参考) ・FUSIONSにおいて、EU各国で用いられて来た定義に基づいて定められた定義は、「食品サプライチェーンから、再生利用または廃棄のために取り除かれた、あらゆる食品、および食品の不可食部分」。 ・FUSIONSの測定項目分類によると、飼料化、生物由来物質、生化学的物質の生産は価値化・転換に分類され、食品廃棄物から除外されている。	・WRAPによると、「人の消費を目的とする食品サプライチェーン上の商品」が廃棄されたもので、あらゆる種類の食品・飲料、全ての処理方法、農場から消費者まで全てのセクターが対象となる」と定義されている。 ・可食部分・不可食部分の両方を含むが、有価物は食品廃棄物に含まれない。 ・寄付・飼料化は、英国では「発生抑制」(再流通)に分類され、飼料化も食品廃棄物の範囲に含まれない。(WRAPの廃棄物統計では、項目「寄付・飼料化」の数量も計測・公表されている。)	・「食品廃棄物削減に関する協定」で対象とする範囲は、「人が消費する為に作られたが、失われたり、捨てられたり、損なわれたりしたサプライチェーン上の全ての食品」で、不可食部分を除いた「可食部分」と定義されている。 ・不可食部分、及び、自然災害等により不可避免的に発生した食品廃棄物は除外。 「潜在的な可食部分」(パンの耳など)は含まれると考えられる。 ・寄付は「発生抑制」に分類され、食品廃棄物からは除外される。	-	・経済省の委託プロジェクト「Food Waste Monitor」によると、「可食部分と潜在的な可食部分のうち、人に消費されずに二次的な方法 (飼料化、生物分解、コンポスト、焼却、埋め立て・廃棄) により処理されるもの」と定義されている。 ・「不可食部分」と「副産物」は、食品廃棄物の範囲に含まれない (元々、人への消費を目的としない、または人の消費に適さないため)。	・韓国における食品廃棄物は、一般廃棄物の中の食品部分である。 ・家庭系の食品廃棄物と事業系の食品廃棄物双方が含まれている。事業系の食品廃棄物には飲食店からの廃棄物に加え、事業所の食堂等からの廃棄が含まれる。 ・なお、食品製造業 (一日300kg以上発生させる事業者が対象) の製造過程により発生する動植物性残渣は産業廃棄物として扱われており、食品廃棄物には含まれない。	-
参考	2015年9月に国連で採択した「持続可能な開発目標 (Sustainable Development Goals)」の中で2030年までの食品廃棄物半減目標が示されたが、その採択の1週間前に環境保護庁 (EPA) と農務省 (USDA) が発表。米国政府としての取組みを内外にアピールする狙いもあったとみられる。	2015年12月に採択した「循環経済型パッケージ (Circular Economy Package)」において、「持続可能な開発目標 (Sustainable Development Goals)」にて採択された「2030年までに小売・消費者段階で1人当たり食品廃棄物量の半減」をEUと加盟国が達成することを目指すと明記。	・環境・食料・農村地域省 (DEFRA) による「廃棄物の発生抑制プログラム」(2013) の中で、廃棄物発生抑制の重点領域の一つに食品廃棄物が位置づけられている。民間の各産業での廃棄物発生抑制の自主協定であるコートールド公約も、このプログラムの中に位置づけられる。 ・コートールド公約 (2013) は、公式には国の政策ではなく、民間の自主的な合意目標であるが、推進組織等には国が関与しており、実質的な国家目標となっている。	「食品廃棄物削減に関する協定」における目標値。官民の任意協定であるため、強制力はないとみられるが、この協定に基づき2016年2月に「食品廃棄物削減に関する法律 (1)」が公布されるなど政策の基本となる合意となっており、実質的な国家目標と捉えることができる。 ・環境NPOであるWWFドイツは、ドイツの食品廃棄物の現状をまとめたレポートを発表するとともに、食品廃棄物削減の国家目標がないことを問題視している。	・2012年に本格的な食品廃棄物量把握のための調査を連邦食糧・農業・消費者保護省 (BMELV、当時) が主導して実施。この調査においては、食品廃棄物を「農業生産、食品加工、卸売、小売、大規模消費者 (飲食店・ホテル)、家庭で発生した食品の残渣」とし、農業生産を除く各段階での食品廃棄物量が報告された。 ・調査結果を受け、当時の大臣が、2025年までに食品廃棄物の半減意向を示したが、公式文書としては発表されていない。 ・環境NPOであるWWFドイツは、ドイツの食品廃棄物の現状をまとめたレポートを発表するとともに、食品廃棄物削減の国家目標がないことを問題視している。	・インフラストラクチャー・環境省による「廃棄物マネジメント計画 2009-2017」で、基本的な枠組みを策定。食品廃棄物に関する取組みも、この中に含まれている。 ・インフラストラクチャー・環境省は、EU指針に従って、最低6年に1度「廃棄物マネジメント計画」を見直すこととなっている。	・環境部・農林水産食品部・保健福祉家族部・教育科学技術部・国防部・行政安全部・文化体育観光部・女性部が共同で作成した。食品廃棄物削減総合対策において「2012年までに食品廃棄物発生量20%以上削減」という目標で削減対策を2010年から実施している。 2012年以降、食品廃棄物に限定した目標値は出されていない。	・2016年2月国務院と中国共産党中央委員会「都市計画と建設管理の更なる強化に関する若干の意見」では、「食品廃棄物の回収利用率を2020年までに35%にまで高める」こと、「今後5年前後で食品廃棄物とごみの回収・利用体系を整備する」としている。具体的な内容は不明 (今後通知等により詳細化される可能性あり)。	
食品廃棄物の削減に関する主な法律・規制、優遇税制	< 法律・規制 > 善きサマリヤ人の寄付法 認定された非営利組織に対する食品の寄付を促進するための法律。過失または故意の違法行為ではない限り、企業は損害の責任を負わないというもの。 The U.S. Federal Food Donation Act of 2008 政府機関との取引等で発生した余剰食品の非営利組織への寄付を促進させる法律 < 税制 > 寄付による税金の控除	-	< 法律・規制 > 「社会的行動、責任、勇敢な行動法 2015」(SARAH) 善意の第三者 (最初の救助者、ボランティア、喧嘩の仲裁者等) による行動が望ましくない結果を引き起こした場合に、免責される規定。	< 法律・規制 > 食品廃棄物削減に関する法律 (1) 食品廃棄物の再生利用等の優先順位を規定。 食品流通業者は、食用可能な食品を意図的に破棄、または破壊 (漂白剤をかける等) によって消費不可能な状態にしてはならない旨を規定。 売場面積400㎡以上の食品小売店舗は、慈善組織と食品寄付に関する協定を結ばなければならない旨を規定。	-	< 法律・規制 > 食品の寄付活性化に関する法律 寄付を行った側の免責や、提供者 (フードバンク等) の損害保険加入の義務付けと費用補助、政府・自治体による寄付促進のための補助について規定。	-		
食品廃棄物の削減に関する主な施策	U.S. Food Waste Challenge USDAが主導し、EPAが共同して食品廃棄物削減に取り組む活動。USDAとEPAのほか、大手民間企業等が設立メンバーとして名を連ねている。活動は、企業・団体・機関が食品廃棄物の削減やリサイクルに関する取り組みを申請して参加するといったもの。	「日付表示」規制の再検討と情報提供 「賞味期限」の表示義務を課さない商品カテゴリーを検討中 (例: ミネラルウォーター、塩、砂糖など) FUSIONS EUの助成により実施されている欧州における食品廃棄物の「統一定義」策定プロジェクト。 REFRESH 「回避可能な食品廃棄物の削減」、「食品資源の価値化向上」に焦点を当てたEUの助成による5年間の研究プロジェクト	WRAP 資源の有効活用と持続可能な廃棄物マネジメントを促進するために、公的資金を受けて2000年に設立された英国のNPO団体。英国内のみならず、国際的な廃棄物削減の取組みにも広く関与。英国中央政府の財源依存度が高い。 Love Food Hate Waste 食品廃棄物削減に対する意識向上を図り、取組みを広く社会に拡大することを目指した消費者啓発キャンペーン。WRAPが事務局を勤めている。	消費者啓蒙活動 (Too good for the bin) 家庭での食品廃棄物の発生抑制を目指す消費者啓蒙活動。	食品廃棄物の定義策定・計測プロジェクト (Food Waste Monitor) オランダ経済省から Wageningen 大学へ委託して実施された、食品廃棄物の定義策定・計測プロジェクト。 官民協働イニシアチブ (No Waste Network) オランダ経済省とフードチェーン (業界団体)、起業家などのステークホルダーの協働により、余剰食品・食べ残しの価値を上げさせ、食品廃棄物削減に取り組むイニシアチブ。 消費者啓蒙キャンペーン (Food Battle) 食品廃棄物削減のための消費者啓蒙キャンペーン。	食品廃棄物削減キャンペーン 食品廃棄物に対する注意喚起を行うための様々なプログラムを展開。 食品廃棄物の従量課金制度 住宅の食品廃棄物について2010年から従量課金制度を開始。 食品廃棄物の直接埋立の禁止	都市食品廃棄物資源化利用・無害化処理パイロット事業 全国で食品廃棄物資源化利用・無害化処理を実施する条件を備えた都市を選んでパイロット事業を行い、国として資金援助を行うもの。		